

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 二 場 公 人

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第5号

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和2年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7の項の期間の欄中「（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）」を削り、11の項を16の項とし、6の項から10の項までを5項ずつ繰り下げ、5の項を8の項とし、同項の次に次の2項を加える。

9 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	広域連合長が定める期間内における2日の範囲内で、勤務日の日数に応じて任命権者が定める期間
10 会計年度任用職員の妻が出産する場合であって右欄に掲げる子（妻の子を含む。この項において同じ。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	次に掲げる期間内における5日（イに掲げる場合にあつては、5日から、アの規定により出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間。以下同じ。）前の日から当該出産の日までの期間に小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため取得した日数を減じて得た日数）の範囲内で、勤務日の日数に応じて任命権者が定める期間 ア 出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する

	<p>日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員</p> <p>イ 出産に係る子の特別な事情により任命権者が特に配慮することが必要と認める場合で、広域連合長が別に定める期間において、当該出産に係る子を養育する職員（アの規定により当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を除く。）</p>
--	---

別表第2の4の項を7の項とし、3の項の次に次の3項を加える。

4 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（不妊治療に係る通院等が体外受精その他の広域連合長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内で、勤務日の日数に応じて任命権者が定める期間
5 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間（妊娠満12週以上となる期間に限る。）
6 会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

別表第3の4の項及び5の項を削り、同表の6の項を4の項とし、7の項から12の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。